

清初における政治と社會（一）

——入關前における八旗と漢人問題——

序

天命六年十一月十九日、清（當時は後金國）の太祖ヌルハチは漢人に對して次のやうな一つの上諭を下した。「我遼東に來りてより見れば、諸貢みな男を數へず、門を數へて働かしむ。（中略）、しか門を數ふれば、富者は財を與へて免れ、貧者は財なくしてたへず働く。我、汝等のその制を用ひず。わが本來の制は諸貝勒大臣等をして下民より財を取らしめず、貧富みな均しく男を數へて二十男毎に一人を兵に徴す。（中略）、いか諸政法明かなれば天我を恵む。」（註）

（註） 滿文老檔藤岡博士譯三三〇頁、以下すべて同譯による。

北 村 敬 直

天命六年といへば、太祖ヌルハチが瀋陽に勝ち、遼陽をぬいて、部下八旗兵と共に大舉南下したその年である。太祖はここに始めて漢人社會に接することとなり、そして下されたのが右の上諭なのであつた。この上諭のもつ全面的な意味については後ほど明かにされるであらう。ここではさしあたり「我、汝等のその制を用ひず」「天我を恵む」と言ひはなつた太祖の誇らしげな意氣ごみと、さらには背後にひかへる八旗兵十萬の武力に對する自信のほどとを文字通りに讀みとつておけばそれで足る。まことに太祖をして、天命三年のサルホ山の決戦より、撫順・開原の戦ひを経て、この年はやくも瀋陽・遼陽と、一氣に駒を遼東に進む

るを得しめたところのこの力は、まさしく八旗兵のそれであつた。いや厳密に言へば、それは八旗「兵」の力といふよりも、實は八旗「制度」の組織力、言ひかへればその秩序の力であつたのである。太祖が「わが本來の制」と言ひ、「しか諸政法明かなれば天我を恵む」と言つたものこそ、まさしくこの秩序に外ならなかつた。

そこで太祖をしてこのやうに誇らしめた八旗制度の秩序は、そもそもいかなる性質のものであつたか。これについては、もとより八旗制度が太祖一代の間に急速に作られて行つたといふ點で、長年月の傳統の下に固定した制度としてあるものとは充分區別して、その生長途上にある過渡的な條件を考慮しなければならぬ。しかしその本質的な性格に限つて言へば、現在のところ諸先學の方々によつて封建制説と官僚制説との相反する二説が提出されてゐる。(註)そしてこの兩説によつて八旗の漢人社會に對する關係の意味がかなり違つたものになつて來ることは言ふまでもない。この點について、甚だ粗雑であるが、ここに一つの解釋を下し

てみたいと思ふ。

(註) 八旗制度Ⅱ封建制説は今までの通説であつて、主だつた研究としては中山八郎氏「明末女眞と八旗的統制に關する素描」(歴史學研究第五卷第二號昭和一〇年) 三田村泰助氏「滿洲國成立過程の一考察」(東洋史研究第二卷第二號昭和十一年) 鴛淵一「戸田茂喜兩氏「ジュゼンの一考察」(東洋史研究第五卷第一號昭和十四年)

これに對して官僚制説を主張されたのは安部健夫教授である。「八旗滿洲ニルの研究(一)(二)」(東亞人文學報第一卷第四號、第二卷第二號、昭和一七年)これは方法論的に滿洲史研究を一段飛躍せしめた優れたものであるが、未完のため安部教授の歴史像を明瞭に知り得ないところがあるのは残念である。

一

太祖が仇敵である尼堪外蘭を伐つべく兵をあげた萬曆十一年、蘇克蘇渾部(部Ⅱaiman)の一寨(寨またハ村 basan)長なる常書が、同部の寨長と語らつて太祖のもとに來歸した。當時逆境にあつた太祖は牛を牲し天を祭つてともに盟ひ、のち常書と弟揚書とに部衆を分領せしめて牛糸額眞(ルンヂェン)としたと傳へられてゐる。(註①)

言ふまでもなく、常書等は所領——といつても當時の女眞族にあつては土地よりもむしろ人が主であつたが——安堵されたのであり、太祖と彼等との間に結ばれた關係は忠誠による封建的なものであつたと見るべきである。もとより來歸せるは寨村の長とばかりは限らなかつた。當時基本集團は寨村であつたが、それは更に權力者によつて上級集團である部へ統合されつゝあつた。こうした部長も來歸することがあつた。いわゆる國初の五大臣の一人なる費英東の父索爾果は、瓜爾佳氏蘇完部の部長であつて、萬曆十六年、即ち太祖舉兵の後五年にして部衆五百を率ゐて來歸してゐる。また「降り來りし戸の第一等大臣、…第二等の者……」——彼等寨村、部の支配貴族たちは、通常アンバン（大人と譯すが適當）と尊稱された——ともある様に、來歸せる貴族たちは明瞭に二層が認められる。もともと部長の支配權はそれが權力的であつただけに、集合離散をくりかへす當時の亂離の状態にあつては、必ずしも恒常的なものではなく、寨長が部長の支配を脱して太祖のもとに來歸することも多かつたと思はれる。

る。從つてこの點、「寨村——部——國」といふ八旗組織擴充についてのシェーマは、のちの八旗制度の「半系——甲喇——旗」の體系との類比において、すこぶる合理的であるやうに見えるけれども、實は一概には認めがたい。ともかくかうした部たり寨村なりの支配貴族たちが部衆を率ゐての來歸の場合、彼等は貢納、兵役、勞役を出す義務を負ふと共に、太祖によつて所部の領有を安堵せられたのである。來歸に際しては通常おびたしい賜品が與へられ、場合によつては族女を與へて婚姻關係を結んだり、或ひは質子を取ることであつた。

註① 滿洲實錄卷一、清史稿卷二三 四常書列傳

② 清史稿卷二三 費英東列傳

③ 老檔一一四頁

④ 三田村氏、鶴淵、戸田兩氏、前掲論文

しかし、太祖が萬曆二十九年に再編成し組織立てたと言はれる八旗制度は、右の様ないはば常書「型」の統屬關係を「制度」化し、體系づけたばかりではなかつた。實はおよそ右の常書型とは逆の方向をもつものが、その中に見出されるのである。萬曆三十五年ウラ

國との衝突事件にあたつて、大臣^{アン}常書と侍衛^ヒナチブとが同じ罪によつて處罰されたことがあつた。その際、常書は罰銀百兩であつたのに對して、ナチブの方は「管せよといひ與へしジュセン（「隸民」）を悉く奪」はれた。^{註①}。そもそも常書とナチブとが、ともに同じ罪を犯したのに對して處罰を異にしたといふことの背後には、二人の太祖に對する關係に異つたものがあり、從つてまた彼等のジュセン「隸民」に對する關係も異つた性質のものであつたと考へねばならぬ。常書は來歸にあたつて「我等、皆より先に降附し來れるを念はば、ジュセンとなすなかれ」と要求し、弟と共に牛彘額眞として「故部」を分領したのであつた。これに反してナチブの場合は、一口にいへば「管せよ」と與へられたものであつた。彼は本來は侍衛としてあつた、言ひかへれば、彼は單身太祖またはその一族に從ふ仲間、家の者、つまり一種の私從であつたのである。こうした私從としては、いわゆる國初の五大臣の一人、額亦都がその最も典型的なものとして現れてゐる。そこでは彼等と太祖との個々の主從關係が本來のものであり、

太祖は奴僕はじめ種種の物的賜與をあたへて彼等を、「養つ」たのである。ところで太祖の勢力が次第に盛んになるに伴つて、戰鬪のたびごとにおびただしい俘獲が得られるやうになつたが、この廣い意味での俘獲には明かに區別さるべき二種のものがあつた。「ヤラ^{オム}路を撃ちて、俘虜千を獲て、二百戸を造りて還りたり。」^{註②}「萬の俘虜を獲、五百戸を造りたり。」^{註③}俘虜は奴僕として、私的所有の對象として、戰功ある諸貝勒、大臣、もとよりさきの私從たちにもれなく與へられた、これに對して「造ら」れた「二百戸」「五百戸」はどうされたか。それは當然ジュセン「隸民」に編して「管せよと與へ」られたのでなければならぬ。ことにこうした「征服」の場合、「來歸」と違つて舊支配貴族と雖も「ジュセンとなさ」れたのであるから、太祖から「管せよと與へ」られたのが外ならぬ私從たちであつたと考へるのは決して無理ではないであらう。^{註④}從つてこの場合、太祖が彼等に與へたのは、奴僕を與へる場合とは違つて、單にジュセンを「管理」「領催」する權限に限られたのであつて、いはば官僚的

な性格のものであつたのである。さきにも述べたように常書には罰銀を課したのに反して、ナチブからは「管せよ」と與へしジュセン」を容易に取りあけることが出来たのは、結局このナチブ「型」の牛糸額眞が、常書型と同じく牛糸額眞でありながらも、その性質において常書型とは違つた官僚的な性格を持つてゐたからであつた。^{註④}

註① 老稿四頁

② 老稿三三頁

③ 三田村氏前掲論文參照

④ ジュセンの起原については、三田村氏の隷屬民族説、鶯淵・戸田兩氏の自由民沒落説、安部敦教授の征服説がある。これについては次の點を注意すべきであらう。第一にジュセンは明かに征服により生じた身分である。第二にしかしそれは凌純聲氏のゴルヂ族調査の例でわかるやうに、本來私有財産たる奴婢とは異り、部落總的な性質のものであり、のち太祖はこの身分層をもつて専ら國家Ⅱ八旗に奉仕せしめた。第三にジュセンは太宗時代には奴僕的隷屬性をもつまでに低下したが、國初においては自由民でこそなければ、かなりの自由を持ち、公的な貢納、兵役、勞役を負担したものである。太祖の八旗制度はいはばこうした性質のジュ

センを完全なる公的統制の下に置かんとしたものであつた。

太祖が八旗牛糸を再編成したのは、普通萬曆二十九年と言はれてゐるが、それ以前における八旗的統屬關係は、大きくみて實は上に述べた様な常書型とナチブ型との互に質を異にする、むしろ逆の方向をもつた二つのものを内包しつつ生成して來たのであつた。太祖が萬曆二十九年、八旗牛糸を再編成しようとした意圖は、言ふまでもなくかうした二つの異質的な統屬關係に一つの統一的な方向を與へようとすることにあつたのである。三百男のジュセンをもつて一牛糸を構成し牛糸額眞をおく、その下には二人の代理者Ⅱ代子、四人の章京、四人の領催が三百男を四屯に分ちて分管する。牛糸額眞の上には五牛糸Ⅱ甲喇の額眞、その上に梅勒額眞、さらには固山額眞に至る整然たる統制組織。その各部署には、「能」により「治」を助くべき人が、また「良き有用なる人」が、「各路の小郷に至るまで」くまなく「調査」せられて登用さるべきであつた。もとよりこれら新たに登用せられた者は「一定せ

る所に用」ひらるべきではなく、その功罪に應じて「汗」の意志によつて「陞し」「貶さる」べきものであつたのである。これに對しては當然舊大臣たちのかなりの反對があつた。それがいかなる意圖によるものであるかは、彼等が反對した理由が「親族を措き」「氏を顧ることなく」「血肉を見」ないといふところにあつたことから明かであらう。従つて太祖の八旗牛条再編の意圖が、直ちにそのまま實現されて行つたものでないこと、さきの常書處罰の例にみても明かであるが、ただここにナチブ型の統屬關係が公けに形式として設定されることによつて、これとは逆の常書型の關係が次第に制約されて行つたことは充分推測出来ると思ふ。

だがこのやうな太祖の八旗的統屬關係設定の志向には、實は二つの重要な限界があつたのである。

一つは八旗制度が太祖において官僚的な公的性格へと方向づけられたにもかかはらず、他方その私經濟領域においては奴隸制がそのままに残されてゐたことである。言ひかへればジュセン經濟による公的八旗制度

の體系は、奴隸による私經濟とは全く切り離して、これと別の系列において打ちたてられたのである。他方當時における經濟の發展は、そもそも當時の女眞社會の混亂が明との交易關係を通しての交換貨幣經濟の侵透を第一次的原因として生じたものであることによつて明かな様に、私經濟化の方向へ進んでゐた。更に重要なのは、生産手段としての土地と人との兩者において人的要素がその比重において甚だしく重かつたことである。（土地は「踏む」ことによつて自由に得られた）こうした條件のもとにおいて、太祖が一方に奴隸による私經濟をそのままにしつつも、他方においてジュセンによる公的牛条經濟を打ちたてんとしたところに問題があつたのである。言ひかへれば太祖がジュセン經濟と私經濟とを觀念的に區別しようとするほどの、事實においては公私の混淆が、官僚たちによつて推し進められていつた。

こうした八旗制度の下部における限界とともに、今一つの限界は上部にあつた。いはゆる八旗制度の「族制的」機構がそれである。ここでいま一度、八旗制度

が太祖一代の間に急速に形成せられていつた事情が想起されねばならぬ。そこには一定の相續法も固定せられてゐず、加へてたえまない戰鬪のために一族諸子の

平等なる權利意識が生じた。常書が弟揚書と、同じく巴篤理が弟蒙阿圖と、部衆を分領した事實が顧みらるべきである。^{註①}八旗もしくは太祖個人ではなくしてその

一族の協力によつて發展したものであつた。太祖の弟スルハチ及び長子チュエンの確執も、こうした八旗制度の上部における矛盾の一つの現れであつた。スルハチ、チュエンなきあと、太祖は他の諸子を父權によつて抑へることが出来はしたけれども、それでも八旗は

諸子の分領するところであつて、決して一義的な意味で太祖の掌中に統率の糸が握られてゐたのではなかつたのである。「ジュセン盡くれば貝勒何ぞ生きん」^{註②}「諸貝

勒はジュセンを慈しめ！ジュセンは諸貝勒を慈しめ！」^{註③}太祖による牛糸再編成の方向、公的原理による八旗統

屬關係の官僚化の方向は、從つて牛糸に始つて次第に上にのぼるが、それは汗たる太祖まで貫かれることなく、實は八旗の主たる諸貝勒がその行き止まりであつ

たのである。

註① 清史稿卷二三二、巴篤理列傳

② 老檔、四頁

③ 老檔二二二頁

かうして太祖の意圖した八旗制度の制度化の方向は實は、その頭と足とにおいて二つの限界をもつてゐたのである。そして天命六年太祖の遼東進出以後、太宗時代に至る歴史はこうした限界が現實に表面化する歴史に外ならない。

二

天命六年、瀋陽、遼陽に勝つや、太祖は同年直ちに遼東地方への移住を敢行した。太祖はじめ八旗の女眞族はこの時はじめて漢人社會を支配下に收めることとなつた。もとより彼等が漢人に接したのはこの時がはじめてではない。漢人は既に早く明代初期より彼等の間に見出されるのであるが、しかしこの場合の漢人が自らの社會組織より切り離され、個々の奴僕として女眞族の社會に入り込んでゐたのに對して、今や漢人たちはそれ自ら一つの異質的秩序をもてる「社會」とし

て、太祖の支配下に入り込んで來たのであつた。「汝等のその制を用ひず」それは漢人「社會」に對する太祖の宣言であつたのである。

それでは「汝等のその制」を用ひない太祖はそもそも如何なる政策をとつたか。「今やジュセン——この場合のジュセンは單にニカン(漢人)に對する女真人の意味——ニカン皆一汗の國(民)となれる也」^{註①}。言ひかへれば滿漢一體政策であつた。この言葉は二つの意圖をもつてゐた。言ふまでもなく女真人及び漢人に對するそれである。そして二つながらその意圖が破れることによつて、見事に八旗制度の限界の一つを明かにしたのである。

註① 老檔三一八頁

さて太祖が遼東を占取した頃の漢人社會はもとより事實において腐敗してをり、矛盾が激化してゐた。官僚たちは「狡猾詐僞にして財ある者より財を取りて免じ、正直公正にして財なく貧しき者を苦しめ」^{註②}てゐた。

官僚のみではない。「地所を多く取り人を備ひて田を作らせ」「食ひたれど穀物餘りありてこれを賣る」ほど

の「富者」がある反面には「田穀なければ買ひて」食ひ「買ふ財盡きたれば乞食」する程の「窮乏せる者」もあつた。^{註③}しかし太祖はこの様な事實上の漢人社會の

腐敗なり矛盾なりのみでなく、漢人社會の秩序そのもの、言ひかへれば「地所を多く取り人を備ひて田を作らせる」者と「田穀」なき者とが出る如き、土地所有の上に築かれた全き意味での私有經濟、そしてこのよ
うな私有經濟の上にうちたてられてゐる諸制度とくに公的租稅制度そのものまでも、秩序の腐敗と考へたのである。ここに太祖の理解の限界があつたのであつて、太祖によれば「富者穀物を積みて腐爛せしめ財を積みて徒に貯藏せんよりは、さほどに窮乏し乞食する者を養ふ」べきであつた。^{註④}「わが本來の制は」「乞食に和尙に皆田を與ふ」「穀物を作る田五朝、綿を作る田一朝を各男に均等に分與す」「三男に一朝の官田を作らしめ、二十男母に一男を兵に徴す」^{註⑤}漢人社會の秩序そのものを腐敗と考へた太祖にとつて、漢人に對する唯一の方法は、これを八旗制度の方向に沿つて改編することであつた。滿漢一體政策の漢人に對する意

圖は、このやうな形で實行されていつた。

註① 老檔三三一頁

② 同、二八四頁

③ 同、同頁

④ 同、同頁

他方、この政策は諸貝勒以下八旗の女真人たちに對してはまた別の意圖を持つてゐた。最初太祖は遼陽・海州附近で三十萬日の土地を沒收して八旗牛系に分配し、その地の漢人は別の地に移して、いはば滿漢別住による統治體系を計畫してゐた。この計畫は漢人の反對によつて變更せられ、代つて滿漢合住が實施せられることとなつたが、しかし滿漢一體の原則はこれによつて變ることとはなかつた。「我等の戸となり移り來る舊ジュセン(女眞)、ニカン(漢人)を他の國人と思ひなして、衣食、草藁を奪ひ來る勿れ！豚鶏を奪掠し殺す勿れ！」^{註①}「ジュセン(女眞)はニカン(漢人)を抑壓する勿れ！ニカンの何物をも奪ふ勿れ！掠奪する勿れ！」^{註②}これまてただ奴隸としてのみ存在した漢人は、今や征服者たる女眞人と對等の地位において一汗の下、公的

秩序に組み入れられるべきであつたのである。

註① 老檔三一八頁

② 老檔三三四頁

太祖の意圖したところは二つながら失敗した。もともと太祖の考へにおいては、なるほど八旗女眞人と漢人とは「合同して家に住」み、「合同して穀物を食」ひ、「合同して田を耕」すべきではあれ、決して漢人を「僕として與へ」たものではなかつたのである。しかるに事實において「聞けばジュセン(女眞)合したる家のニカン(漢人)の牛車、合したる家のニカンを捕へしめて草穀物を運ばしむといふ、諸物を強奪すといふ」状態であつた。^{註①}更にまた官僚たちの收奪がこれに加重された。次に漢人の例においても、太祖の意圖する社會の改編を受けつけなかつた。天命六年冬、太祖は漢人の人口調査を命じ、ついで七年正月滿漢の官僚を任命して漢人を管せしめ、直ちに兵丁・勞役を徵發したのであるが、それは「兵といへど、兵なる能はず、官に働けど、(働く)人なる能は」ざることによつて太祖を失望せしめた。のみならず、「(男を)數へた

る村人」たちは、「その村に居らず、他村に避け遁れ行」き始めたのである。^{註②}「他村」においてはもとよりこれを受入れるものがあつた。さきの「地所を多く取り人を傭ひて田を作らせ」る者、「所の主」がこれであり、そして彼等はまた多く「官人」であつたこと想像に難くない。太祖は彼等が逃亡者を「留むる」ことを禁じたが勿論効果があつたとは思へぬ。結局のところ漢人たちは、一方において男丁が續々と逃亡すると共に、他方ではこれをひそかに受入れ、いづれにおいても太祖の意圖した公經濟より脱落することによつて、もとのままの彼等の社會に復原して行つたのである。かうした漢人社會の消極的抵抗は、八旗女真人の合住による收奪、官僚としての收奪によつて積極的反感にまで昂揚せしめられ、更に明側よりの策動がこれを推し進めた。

註① 老檔四四五頁

② 同、三六四頁

太祖の政策はかくして虚しく失敗に終つたが、これによつて太祖は如何なる政策の轉換をはかつたか。公

經濟に充て得ないものは、當然私經濟に充當せねばならない。天命十年十月、太祖は遂に漢人を檢別して、逞兇の徒を殺し、助命した者は十三男七牛をもつて一莊を作らしめて諸貝勒以下八旗官僚に分與した。太祖の志向の限界はここにおいて決定的となつた。言ひかへれば、この漢人奴隸化の政策は、太祖の志向と漢人社會とのギャップをより甚しきものとし、危期はさらに深まつたのである。のち太宗が即位した時、かうして國內はたしかに深刻な危期にあつたと言ふことが出来る。饑飢が起り、盜賊が横行し、物價は暴騰し、ただ銀のみあり餘つて安かつた。この時太宗が貧民救済のためにその銀を下賜せねばならなかつたといふことは、當時の政策の矛盾を暴露して皮肉であるが、しかしともかく太宗がこの危期をよく克服し得たのは、この太祖の八旗的秩序の限界を、限界として自覺したところにあつたのである。(未完)